

## 災害廃棄物処理計画 対照表

ページ	変更前	変更後	備考
全体	残渣	残さ	
	クリーンポート	柳泉園クリーンポート	
	粗大ごみ処理施設	不燃・粗大ごみ処理施設	
	障害者	障害のある方	
15	災害が発生した場合に備え、災害廃棄物処理に係る民間団体等との災害時応援協定を表 2-7 に示します。なお、災害廃棄物処理以外、収集運搬業者や解体業者、資源再生業者等との応援協定の締結に努める必要もあります。	災害が発生した場合の災害廃棄物等の処理に備え、民間団体との間で締結している災害時応援協定を表 2-7 に示します。 被災時におけるごみ、し尿の収集運搬、処理、処分、資源化が円滑に行えるよう、収集運搬業者、資源再生業者、一般廃棄物の処理・処分事業者等との応援協定の締結に努めます。	
	表 2-7	一部修正	(別紙 2 p. 1 参照)
28	「西東京市地域防災計画」では、本市の避難者数は 41,099 人と想定されています。	「西東京市地域防災計画」では、本市の避難者数は 41,099 人と想定されており、その内 26,714 人が一時的に避難所で生活すると想定されています。	
	表 3-15 避難所ごみ発生量の推計結果	表 3-15 避難所ごみ量の推計結果 一部修正	(別紙 2 p. 1 参照)
31	本市のごみは、柳泉園組合の焼却処理施設（柳泉園クリーンポート）、粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターにて処理しています。	本市のごみ処理は、本市、清瀬市、東久留米市の 3 市で構成されている柳泉園組合の柳泉園クリーンポート（焼却処理施設）、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで共同処理しています。	
32	表 3-20	一部修正	(別紙 2 p. 2 参照)

ページ	変更前	変更後	備考
33		<p>本市のごみ処理は、本市、清瀬市、東久留米市の3市で構成されている柳泉園組合の柳泉園クリーンポート（焼却処理施設）、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで共同処理しています。そのため、仮設中間処理施設の必要性は、3市からの災害廃棄物発生量と柳泉園組合の処理施設の処理可能量により決まります。</p>	<p>文章の最初に追記</p>
	<p>大規模災害発生後、本市における災害廃棄物発生量の最大想定は約28万tと想定されます。その内、直接焼却処理となる可燃物は10.08万tと想定されます。3年間での柳泉園クリーンポートの焼却処理可能量は6.30万tと想定されており、本市分のみであれば十分処理できますが、清瀬市、東久留米市の災害廃棄物発生量を考慮すると3.78万t分処理ができない可能性があります。</p>	<p>大規模災害発生後、直接焼却処理となる3市の可燃物は11.04万tと想定されます。柳泉園クリーンポートにおける3年間の焼却処理可能量は4.20万tと想定されており、6.84万t分処理できない可能性があります。</p>	
	<p>また、破碎・選別処理が必要となる不燃物は18.90万tと想定されます。3年間での粗大ごみ処理施設の破碎・選別処理可能量は2.1万tと想定されており、本市分のみであっても6.30万t不足すると想定され、清瀬市、東久留米市も含めると16.80万tの不足が想定されます。</p>	<p>また、破碎・選別処理が必要となる3市の不燃物は18.90万tと想定されます。不燃・粗大ごみ処理施設における3年間の破碎・選別処理可能量は1.20万tと想定されており、17.70万t分処理ができない可能性があります。</p>	
	<p>清瀬市、東久留米市、柳泉園組合と調整を…仮設破碎・選別処理施設の設置について検討が必要です。</p>	<p>清瀬市、東久留米市、柳泉園組合と調整を…仮設破碎・選別処理施設の設置、あるいは都へ広域処理に向けた支援要請を検討します。</p>	
表3-21		一部修正	(別紙2 p.3 参照)

ページ	変更前	変更後	備考
36		二次仮置場については、状況に応じて、国や東京都、柳泉園組合、組合構成市と協議連携し、調整を図り、設置場所、仮置場への収集運搬や管理方法等も含めて検討します。	文章の最後に追記
47	図 5 - 5	一部修正	(別紙 2 p. 4, 5 参照)
61	表 5 - 6	一部追加	(別紙 2 p. 6 参照)
63-69	第 3 節 処理施設対策 第 4 節 排出ルール・収集運搬体制	第 3 節 排出ルール・収集運搬体制 (第 4 節から移動) 第 4 節 処理施設の強靱化等 (第 3 節から移動し、内容を集約)	「処理施設対策」は柳泉園組合の処理施設に関する内容であるため、第 4 節に移動し、内容を集約 (別紙 3 p. 7, 8 参照)
70		これらの資機材については、備蓄やレンタル、協定を締結している民間事業者、あるいは自治体等に支援を求める等して平時にあるいは被災時に確保を図ります。	文章の最後に追記
74	災害によるし尿処理必要量（し尿発生量）の推計方法を表 6 - 1 からエラー!参照元が見つかりません。に示します。	災害によるし尿処理必要量（し尿発生量）の推計方法を表 6 - 1 から表 6 - 4 に示します。	
75	表 6 - 4	一部修正	(別紙 2 p. 9, 10 参照)
76	2 簡易トイレの収集運搬 発災初動期に排出が想定される簡易トイレの収集方法については、家庭や避難所から排出される可燃ごみと混在で排出し、可燃ごみとして平ボディ車またはダンプ車、バキューム車等で収集します。	発災初動期においては簡易トイレの中でも利便性が高く、入手しやすい携帯トイレの使用に伴う排出が想定されます。携帯トイレについては、家庭や避難所から排出される可燃ごみと同様に排出していただき、パッカー車を基本とし、状況に応じて平ボディ車、ダンプ車などにより収集します。	

ページ	変更前	変更後	備考
76		<p>3 バキューム車の維持</p> <p>本市では、民間事業者の保有するバキューム車によりし尿及び浄化槽汚泥の収集を行っています。し尿及び浄化槽汚泥の発生量は減少しており、収集体制は縮小しています。一方で浄化槽を利用する家庭や工事現場や有事の際における仮設トイレのし尿収集もバキューム車で行うことから、バキューム車は必要不可欠となります。</p> <p>そのため、被災時の仮設トイレからの収集運搬等についても考慮しバキューム車での収集体制の維持を図ります。</p>	項目の追加
79	図 6 - 3	一部修正	(別紙 2 p. 11, 12 参照)
80	表 6 - 8	一部修正	(別紙 2 p. 13 参照)
82	3 仮設トイレの設置・管理	削除	地域防災計画に記載する内容であることから、削除